

川崎市公文書館だより

~Kawasaki City Archives News~



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第41号 平成30年6月



昭和15年に川崎市で初めての都市計画公園として誕生した富士見公園。上の写真は歴史的公文書「昭和11年 都市計画公園新設事業関係書類」に収められている富士見公園計画平面図と事業を国と県へ申請する伺い文書の一部です。

現在の川崎競輪場は当時陸上競技場として申請されました。その他、野球場、相撲場、庭球場、音楽堂、舟遊池がありました。開設から80年近く経過し施設は様変わりしていますが、今も市民の憩いの場として、親しまれています。

発行 川崎市公文書館

シリーズ 古文書の言葉の謎に迫る！ No.4 「恐れながら」

古文書の言葉シリーズ第4回目は、「恐れながら」という言葉です。近世の文書には、冒頭に「乍恐以書付奉願上候」（恐れながら書付を以て願ひ上げ奉り候）というような文言がよく登場します。この文言は、名主が代官へというように下位の者が上位の者へ何か訴えや願ひ出る際の決まり文句としてよく使われるものです。現在と変わらず、「無礼で恐れ多いですが」「恐縮ではありますが」といった意味で当時の人も使用していたと考えられます。今回は、この「恐れながら」という文言について少し考えていきたいと思ひます。

「乍恐」という文言は、近世以前からよく使用されてきました。例えば、建久5（1194）年（＝鎌倉時代）の和歌山県の高野山の僧侶が書いた文書には、高野山に下された院宣（上皇（院）の意思を院の役人が承って出された文書）の内容を「乍恐以愚意」（恐れながら愚意を以て）寺家内部の僧侶たちに伝えたと記されています。「愚意」というのは、自分の考えをへりくだってという言葉です。何か訴えや願ひ出るなどの直接的な行為ではなく、朝廷（上皇・天皇）から下された文書を寺家内部で伝達するという間接的な行為においても、「乍恐」というへりくだった言葉が使われていたようです。このように、すでに中世では、朝廷（上皇・天皇）に対して「乍恐」という文言が多く使用されていました。

中世において上皇や天皇（また発給された文書）に対して使われていた「乍恐」という言葉ですが、近世になると下位から上位者へ訴える際に使われる言葉として村落レベルにまで拡大し定型化していきました。この流れは、おそらく近世において、文書を書く人の範囲が拡大したことと文書の定型文の種類が増えたことが背景にあると考えられます。中世では、僧侶などの文書能力に長けた階層が朝廷に使用していましたが、近世になると村落の名主レベルまで文書を作成するようになり、「乍恐」という言葉も中世ほど大きな意味を持たなくなったのだと考えられます。

「乍恐」の意味は同じでも、その言葉を使う場面・敬う対象・文書を書く人は時代ごとに変化していくのです。

片言隻句 — 中間書庫と公文書の廃棄・引継ぎ —

川崎市公文書館の機能の1つに「中間書庫」があります。「中間書庫」は、公文書の散逸防止と的確な情報公開の推進を目的としたものです。

公文書には、①業務に使用する段階（現用公文書）、②業務には使用しないが業務参考資料となる段階（半現用公文書）、③廃棄後、歴史的な価値を認められて保管される段階（非現用公文書、歴史的公文書）があります。中間書庫は②を書庫で一元的に管理するシステムです。このシステムによって市民共有の知的財産である公文書を紛失等のアクシデントから守ることができるのです。



文書担当の職務は、この「中間書庫」の管理を中心に行っています。中でも一番重要な業務に公文書の廃棄・引継ぎ作業があります。当館で保管する半現用公文書には一定の保存年限が定められており、年限に達したものは速やかに廃棄されなければなりません。

当館では、毎年6月から当年で廃棄年限を迎える半現用公文書の廃棄作業を職員総出で行っています。その際に廃棄される公文書は一冊ごとにチェックし、段ボール箱に完全密封して処理施設で完全溶解処理（一片も残さず！）されます。そして、7月から10月にかけて新たに公文書を所管課から引き継ぐこととなります。

引継ぐ公文書は市長事務部局・各区役所・他任命の3区分で、毎年2万冊余りと膨大！！ですが、1冊ずつ確認して書庫に配架し、廃棄の年限を迎えるまで適正に管理していくのです。廃棄や引継ぎの様子は、この片言隻句でご紹介する機会があるかもしれません。

川崎市に関わる「古文書」を探しております



当館では川崎市に関わる江戸から昭和期まで含めた「古文書」などの歴史資料の調査・収集をおこなっております。

もし、何なのかよく分からない、または置き場が無くてこまっている「古文書」などがご自宅にございましたら、是非当館までご連絡の上、ご相談ください。歴史担当が懇切丁寧に対応いたします。なお、相談以外にも「古文書」の所在地についての情報提供も受け付けております。



現状、置き場の問題、世代交代、引越しなどでそれら「古文書」が散逸してしまふということが多くなってきました。それを防ぎ、川崎市の歴史を語る「古文書」を守っていくため、皆様のご協力を何卒いただきたく存じます。

平成30年度 入門古文書講座開催

初めて古文書を読む方を対象とした講座を開催いたします。古文書の基礎知識や古文書に頻出するくずし字の基本的な読み方を習った後、実際に古文書を読みます。

当館職員が講師を務め、6月17日、24日、7月8日、15日の全4回で行います。今回の募集は終了しておりますが、多くの方にご応募いただきました。講座の様子は次回の公文書館だよりでご紹介できればと思います。お楽しみに。



◇開館時間

午前8時30分から午後5時まで

◇休館日

毎週月曜日

祝日法に定める休日（休日が月曜日に当たるときは火曜日も休館です。）

年末年始（12月29日から1月3日まで）

川崎市公文書館

〒211-0051 川崎市中原区宮内4-1-1

電話 044-733-3933

FAX 044-733-2400

E-mail 17koubun@city.kawasaki.jp

ホームページ 「川崎市公文書館」で検索

